

認知症対応型デイサービスふるさと 利用料金

令和6年6月1日 現在

(単位:円)

		金額	内容等
基本料金① サービス提供7-8時間 (改定前は7-9)	要支援1	773/日	
	要支援2	864/日	
	要介護1	894/日	
	要介護2	989/日	
	要介護3	1,086/日	
	要介護4	1,183/日	
基本料金② サービス提供6-7時間 (改定前は5-7)	要支援1	684/日	
	要支援2	762/日	
	要介護1	790/日	
	要介護2	876/日	
	要介護3	960/日	
	要介護4	1,042/日	
感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の加算		所定単位数の3%	感染症又は災害の発生を理由とする利用者の減少が生じ、該当月の実績が前年度よりも5%以上減少している場合
業務継続計画未実施減算		▲1/100	感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供継続及び業務再開の計画策定の未実施の場合
高齢者虐待防止措置未実施減算		▲1/100	虐待の発生又はその再発を防止する為の委員会、指針整備、研修等の未実施の場合
入浴介助加算(Ⅰ)		40/日	入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して入浴介助を行う
入浴介助加算(Ⅱ)		55/日	入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して入浴介助を行う。医師等が居室を訪問し浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価している
個別機能訓練加算(Ⅰ)		27/日	サービスを行う時間を通じて療法士等を1名以上配置している場合
個別機能訓練加算(Ⅱ)		20/月	(Ⅰ)算定している利用者について、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、活用していること
生活機能向上連携加算(Ⅰ)		100/月	通所リハ・訪問リハを実施している医療提供施設の医師や療法士等助言を受け個別機能訓練計画を作成等した場合。3月に一回を限度
生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200/月、100/月	通所リハ・訪問リハを実施している事業所の療法士等が訪問して行う場合、リハビリテーションを実施している医療提供施設の療法士等や医師が訪問して行う場合。
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)		20/回(6月に1回を限度)	利用開始時及び7月ごとに口腔の健康状態及び栄養状態について確認し、情報を介護支援専門員に提供していること
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)		5/回(6月に1回を限度)	栄養改善加算や口腔機能向上加算を算定している場合に、口腔の健康状態及び栄養状態について確認し、情報を介護支援専門員に提供していること
口腔機能向上加算(Ⅰ)(介護)		150/回	言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員を1名以上配置。口腔機能改善管理指導計画を作成し、定期的に記録、評価している
口腔機能向上加算(Ⅰ)(予防)		150/月	言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員を1名以上配置。口腔機能改善管理指導計画を作成し、定期的に記録、評価している
口腔機能向上加算(Ⅱ)(介護)		160/回	(Ⅰ)に加え、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、活用していること
口腔機能向上加算(Ⅱ)(予防)		160/月	(Ⅰ)に加え、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、活用していること
栄養アセスメント加算		50/月	管理栄養士を1名配置。多職種で栄養アセスメントを実施し、利用者又は家族に結果を説明し、情報を厚生労働省に提出し、活用していること
栄養改善加算(介護)		200/回	管理栄養士を1名配置。摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成。栄養改善サービスを行っているとともに栄養状態を定期的に記録、評価していること
栄養改善加算(予防)		200/月	管理栄養士を1名配置。摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成。栄養改善サービスを行っているとともに栄養状態を定期的に記録、評価していること
ADL維持等加算(Ⅰ)		30/月	利用者等の総数が10人以上であり、利用者全員について6ヶ月後にADL値を測定し、厚生労働省提出し、活用すること。評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が1以上であること
ADL維持等加算(Ⅱ)		60/月	加算(Ⅰ)の要件を満たすとともに、評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が2以上であること
サービス提供体制加算(Ⅰ)		22/回	介護福祉士70%以上、勤続10年以上介護福祉士25%以上のいずれかに該当
サービス提供体制加算(Ⅱ)		18/回	介護福祉士50%以上

サービス提供体制加算(Ⅲ)	6/回	介護福祉士40%以上、勤続7年以上30%以上のいずれかに該当
科学的介護推進体制加算	40/月	入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、その他の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、活用していること
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	上記利用料金に18.1%乗じた額	算定基準を満たした場合
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	上記利用料金に17.4%乗じた額	算定基準を満たした場合
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	上記利用料金に15.0%乗じた額	算定基準を満たした場合
介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	上記利用料金に12.2%乗じた額	算定基準を満たした場合
食費	昼食-600/食	

上記以外の介護保険給付対象となるサービス利用料金（介護職員処遇改善加算にも反映されます）

- ★同一建物に対する減算 ▲94円/日
事業所と同一建物に利用者が居住している場合及び事業所と同一の建物からサービスを利用している場合に減算
- ★送迎を行わない場合 ▲47円/片道
事業所が送迎を行わない場合に減算
- その他
☆レクリエーション、クラブ活動
ご希望により、レクリエーションやクラブ活動に参加した場合の材料費、入場料等の実費

※ 利用料金(基本料金及び各種加算額)は、自己負担割合が1割の場合について記載しています。各ご利用者の利用料金は、介護保険負担割合証に記載してある利用者負担の割合に応じた金額となります。